

「放射線防護の基本的考え方の整理
-放射線審議会における対応-」
の更新案について

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ
放射線防護企画課

令和3年10月29日

基本的考え方の更新に係るこれまでの経緯

第153回総会(令和3年6月23日)

- 基本的考え方※のポイント案について審議され、審議会委員から御意見をいただいた。
 - 「現行の基本的考え方について、関係する行政機関に、分かりづらいところがないのか、適用するときに困っていることはないのか御意見をいただいて、一緒に反映してはどうか」との御意見があった。

※: 放射線防護の基本的考え方の整理-放射線審議会における対応-

第153回総会以降

- 関係省庁への照会
 - 関係省庁に、現行の基本的考え方について、分かりづらい表現や新たに反映を希望する箇所等の有無について照会をしたが、意見は特になかった。
- 事務局による更新文案の作成
 - 事務局にて、更新文案を作成する際、全体的な更新の方向性については甲斐委員に、倫理的側面(基本的考え方2. ⑤)の記載については大野委員に、事前に御意見をいただいた。
- 審議会委員への意見照会
 - 事務局で作成した更新文案について、予め審議会委員に御確認いただき、事前に御意見をいただいた。

御審議いただきたいポイント

基本的考え方の主な更新点(前回総会にて説明)

■ クリアランスの考え方の反映

- クリアランスの考え方に係る記載方法(審議ポイント1)
(除外、免除、クリアランスの順序含む)

■ ICRP勧告 Pub.146の反映

- Pub.138を基にした倫理的側面の反映(審議ポイント2)
- 事故時における人への放射線による健康影響以外の影響の反映(審議ポイント3)
- 共同専門知プロセスの反映(審議ポイント4)

■ 2007年勧告で示されている個人関連、線源関連の整理

- 委員からの御意見を反映済み

クリアランスの考え方の反映

○審議ポイント1:クリアランスの考え方に係る記載方法

- ・「除外」、「免除」、「クリアランス」の記載方法の変更は必要か。
- ・「クリアランスの考え方は、正当な理由(3. ②～④で後述)のない規制措置の適用を避けることによって、規制管理を正当化し最適化するために用いられる。」の記載は必要か否か。

(案)「除外」、「免除」、「クリアランス」の順序で説明し、それぞれの項目についてパラグラフを構築することで、管理することが現実的でないもの(除外)、ALARAの原則に馴染まないもの(免除)、規制措置の継続が正当化されないもの(クリアランス)というそれぞれの概念を明確化する。

(資料154-2-3に文案を記載)

ICRP勧告 Pub.146の反映(1/4)

○審議ポイント2: Pub.138を基にした倫理的側面の反映

倫理的側面をどの粒度で記載するか。

(案1)元の文案を基に、修正を加えた場合

放射線防護体系は、科学的知見、倫理的検討、実践経験に基づき、その中核的な倫理的価値として、善行・無危害、慎重さ、正義、尊厳があり、それらは、放射線防護体系の目的と、正当化、最適化、個人線量の制限の3つの基本原則を支えている。放射線防護体系は、個人、地域社会及び環境に対する潜在的なメリットを増し、デメリットを減らすこと(善行と無危害)を前提とし、低線量の影響に関する不確かさに対するリスクを正しく認識した上で被ばくを管理するために慎重なアプローチを採用し(慎重さ)、個人被ばく線量に不公平が生じぬよう配慮するとともに、個別の被ばくがリスクの許容値を超えないように(正義)留意されるべきである。また、政策決定者及び政策決定を支援する立場にある者は防護対象者が必要な情報に基づいて自律的に意思決定ができるように、説明責任、説明における透明性及びステークホルダーの意思を尊重する(尊厳)ことが重要である。

ICRP勧告 Pub.146の反映(2/4)

○審議ポイント2: Pub.138を基にした倫理的側面の反映

(案2)元の文案の構成を大幅に見直し、脚注/解説の記載を詳細に追加した場合
放射線防護体系は、科学的知見、倫理的検討、実践経験に基づき、その中核的な倫理的価値として、善行・無危害、慎重さ、正義、尊厳があり、それらは、放射線防護体系の目的と、正当化、最適化、個人線量の制限の3つの基本原則を支えている。

「脚注/解説」

※善行・無危害: 広義の意味では、放射線の有害な影響から人々を防護する試み全般を指し、狭義の意味では、個人、地域社会及び環境に対するメリットを増し、デメリットを減らすことを指す。

※慎重さ: 放射線被ばくの異なるタイプの影響との関連で用いられるが、決してゼロリスクを要求するという意味に解釈されるべきでない。

※正義: 個人被ばく線量に不公平が生じないように配慮するとともに、リスクの許容値を超えないよう留意することに加え、市民が意思決定プロセスに参加する権利等も含まれる。

※尊厳: 個人が自由に行動する資格を持つという考え方であり、日々の生活で放射能に直面する人々の意思決定を尊重することを指す。

脚注の記載方法について

(案A)脚注の記載を簡潔に留め、参考文献を記す

(案B)脚注に仔細についても記載する

ICRP勧告 Pub.146の反映(3/4)

○審議ポイント3: 事故時における人への放射線による健康影響
以外の影響の反映

**原子力事故時における人への放射線による健康影響以外の影響
について、反映するか否か。**

(案1) 事故時における人への放射線による健康影響以外の影響
について追記しない。

(案2) 事故時における人への放射線による健康影響以外の影響
について記載する。

→脚注/解説(※18)に下記の文言を追加

また、大規模原子力事故は、動物相および植物相への影響、社会的影響、経済的影響、心理的影響、防護措置に関連する生活様式の変化による健康への影響など広範囲の影響を及ぼすことが報告されている。

ICRP勧告 Pub.146の反映(4/4)

○審議ポイント4: 共同専門知プロセスの反映

共同専門知プロセスの記載を基本的考え方に反映するか否か。

(案1) 共同専門知プロセスの記載を、基本的考え方に反映しない。

(案2) 共同専門知プロセスの記載を、基本的考え方に反映する。

→「3.立案のプロセスと考慮すべき事柄」の最後に、「⑧共同専門知プロセスの促進」を追加して、下記文章を反映

大規模な原子力事故後の中長期段階においては、地域の状況のより良い評価、適切で実践的な放射線防護文化の発展、および影響を受ける人々の間での情報に基づいた意思決定を達成するために、専門家との協力的なプロセス(「共同専門知プロセス」)に地域社会が関与することを促進することが必要である。